令和3年豊能町議会3月定例会議 総務建設常任委員会

会 議 録

令和3年3月8日(月)

豊 能 町 議 会

令和3年豊能町議会3月定例会議総務建設常任委員会

年月日 令和3年3月8日(月)

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 4名

寺脇 直子 川上 勲 中川 敦司

管野英美子

欠席委員 1名 田中 龍一

委員外出席 永谷 幸弘 (議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

長 塩川 恒敏 町 副 町 長 池上 成之 まちづくり調整監 松本真由美 都 市 建 設 部 長 高木 仁 吉 川 支 所 長 南 小百合 会計管理者 上西めぐみ まちづくり創造課長 中谷 匠 秘書人事課長 池田 拓也 務 課 長 浜本 正義 行 財 政 課 長 仙波英太朗 設 課 長 坂田 朗夫 都市計画課長山谷 賢一 農林商工課長泊 進 健康增進課長 小森 進

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長東浦 進 書 記清水義和

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

- 1. 令和3年豊能町議会3月定例会議付託案件について
- ・第 6号議案 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例制定の 件
- ・第 7号議案 豊能町監査委員条例改正の件
- ・第11号議案 豊能町立コミュニティセンター条例改正の件
- ・第13号議案 町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件
- ・第14号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算(第10回)の件 (関係部分のみ)
- ・第17号議案 令和2年度豊能町下水道事業特別会計補正予算(第1回)の件
- 2. その他

午前9時30分 開会

○委員長(寺脇直子君)

皆さん、おはようございます。

3月定例会におきまして、総務建設常任 員会の委員長に就任いたしました。長澤正 秀議員の御逝去は突然のことで非常に残念 です。心よりお悔やみ申し上げます。

緊急事態宣言は解除されましたが、依然 として新型コロナウイルスの感染症は全国 的にも増加傾向にありますので、感染拡大 が止まらない状況が続いております。いま だに収束の気配がないので、引き続き皆さ ん十分な手洗いやマスクの着用など感染症 対策への御協力をお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

ただいまの出席委員は4名であります。

定足数に達しておりますので、総務建設 常任委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で委員間 の距離を取るため、通常の席から変更をし ております。皆様にはマスクの着用をして いただいておりますが、発言の際にもマス クを着用のままでお願いいたします。

また傍聴につきましては、スペースの関係上、第1会議室にて音声傍聴の形を取らせていただきますので御了承願います。

委員会開会に当たりまして、町長より御 挨拶がございます。

塩川町長。

○町長(塩川恒敏君)

皆様、おはようございます。

季節の変わり目でございます。これまでコロナ、コロナということで、本当にマスク、手洗いということをしておりましたけれども、一つは2.5もそうですけれども花粉これは収まるとは思うですけれども、季節の変わり目のところややもすると体調壊しぎみだと思いますので、どうぞ委員の皆

様方には御自愛を賜りますようよろしくお 願いをいたします。

本日の総務建設常任員会、付託させていただいた案件につきまして丁寧に説明させていただきますので、どうぞ御審査いただけますようによろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○委員長(寺脇直子君)

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項はお手元に配付のとおりでございます。

令和3年3月定例会議付託案件について を議題といたします。

第6号議案、町長等の損害賠償責任の一 部の免責に関する条例制定の件を議題とい たします。

永谷議長。

○議長(永谷幸弘君)

おはようございます。

私のほうから報告させていただきます。

同議案につきましては、地方自治法第243の2第2項の規定によりまして、議会がこの条例の制定または改廃を議決しようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないと定められておりますので、去る3月1日付で監査委員に対しまして意見聴取の照会文書を提出しましたところ、同月5日付でお手元に配付しておりますとおり回答がございました。

本条例案は町長等が職務を行うにつきまして、善意でかつ重大は過失がないときに町長等の損害賠償責任の上限を定めるものでございまして、地方自治法第243の2に基づきまして同法施行令第173条第1項第1号に規定する参酌基準の適用は妥当であり、特に異議がありませんという回答がございました。

以上、報告を終わります。よろしくお願いします。

○委員長(寺脇直子君)

それでは、第6号議案の提案理由の説明 を求めます。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

おはようございます。秘書人事課、池田 です。よろしくお願いいたします。

それでは、第6号議案、町長等の損害賠 償責任の一部の免責に関する条例制定の件 につきまして御説明申し上げます。

議案書の4ページから5ページ、条例の 概要資料並びに本日お手元に配付しており ます資料を併せて御覧ください。

まず制定の理由でございますが、平成2 9年の地方自治法の一部改正により、町長 等の町に対する損害賠償責任につきまして 条例で定める額を控除した額を免除するこ とができることとされました。当該条例に つきましては、政令で定める基準を参酌し て政令で定める額以上を条例で定めること とされていることから、政令の基準を参酌 しまして条例を制定するものでございます。

続きまして、今回自治法のほうが改正されたということで、お配りしております資料のほうをちょっと御覧いただきたいんですけれども、平成26年に国におきまして地方行政体制の在り方や議会制度、監査制度の地方公共団体のガバナンスの在り方に 31次地方制度調査会のほうに 諮問されまして、平成28年に答申が取りまとめられました。その答申に地方公共団体のガバナンスの在り方につきまして、点々の括弧内にある指摘のほうがございました。

1つ目としまして、長や職員への事務への影響ということで、住民訴訟は組織の責任を個人の責任として追及するものである以上、公務員個人に莫大な損害賠償責任が課せられる可能性があることで、長や職員

の積極的な職務遂行が委縮するのではない かとの指摘。

次に、国家賠償法上の求償権との関係ということで、国家賠償法で公務員個人が損害賠償責任を負う要件といたしましては、故意または重大な過失がある場合に限られるのに対しまして、住民訴訟制度では軽過失の場合も損害賠償責任が認められ、責任の程度が重過ぎ、均衡が取れていないのではないかとの指摘。

3つ目に、議会による長や職員の責任の 免除ということで、住民訴訟の継続中に地 方公共団体、自治体が議決により損害賠償 請求権を放棄することは、長や職員の損害 賠償責任の有無について曖昧なまま判断す ることとなり、住民訴訟制度の趣旨を没却 するのではないかと、このような指摘がご ざいまして、この指摘を受けて平成29年 6月に地方自治法の一部を改正する法律が 公布され、昨年の令和2年4月1日に施行 されることとなりました。

この条例案につきまして変更するところ でございますが、資料の左側、中ほど下で すかね、表になっているところを御覧くだ さい。

表中、左側が現行の制度でございます。 変更となりますのは③の項目で、現行は損害賠償請求について免責を行う場合は、議会の議決により債権放棄を行うこととなりますが、条例案では条例により自動的にあらかじめ定めた損害賠償責任限度額を超える金額が免責されることになります。免責したときは、地方自治法施行令第173条第3項の規定によりまして、その金額等を議会に報告するとともに公表することとなっております。

条例案の適用の例示でございますが、条 例が適用された場合、仮にですが1億円の 損害賠償請求が住民訴訟で確定し、団体の 長である町長が個人である町長に請求するという場合で御説明申し上げます。

町長の基準給与年額、年収が仮に1,00 0万円と仮定した場合に、賠償の責任を負 う額、つまり損害賠償請求額1億円から条 例で定める額、町長の基準給与年額1,00 0万円の6倍に当たる6,000万円を控除 して得た額、つまり4,000万円が免れる 額となります。したがいまして、個人である町長が実際に賠償の責任を負担する額は、6,000万円となるものでございます。

次に資料の右側、条例適用のフロー図を 御覧ください。請求人が違法または不当な 公金の支出が認められるであろう場合に、 町が被った損害を町長や職員等に補填させ るために必要な措置を講ずることを請求す るなど、地方自治法第242条に規定する 住民監査請求を提出すると。請求の内容に つきましては、監査委員により事実認定が 行われ、事実認定の結果、左のほうですね、 必要な措置または請求棄却の判断に不服が ある場合におきましては、住民訴訟が提起 されまして裁判において損害賠償の請求を 命ずる判決が確定した場合は、団体の長で ある町長は個人である町長または職員等に 損害賠償請求をすると。この損害賠償請求 をするときに、裁判所の判決の内容から故 意または重大な過失があるのか、善意かつ 重大な過失がないのかを判断し、判断の結 果、故意または重大な過失がある場合につ きましては今回提案させていただいており ます条例の適用はなく、個人である町長ま たは職員が損害賠償請求を免責されるとい うことはなく全額支払いをすると。善意か つ重大な過失がない場合については、今回 御提案させていただいております条例が適 用され、条例で定める限度額を超える部分 は免責するという形になります。

上のほう、監査委員による事実認定のと

ころからですね、事実認定により勧告を受けた団体の長である町長は、必要な措置を講ずるか検討して講じない場合は、請求人から先ほど同様に住民訴訟が提起され以降の手続は先ほど同じで、監査委員による事実認定により勧告を受けた団体の長である町長が、必要な措置を講ずるか検討し必要な措置を講じる場合、個人である町長または職員等に損害賠償を請求しますが、町長の判断した内容に不服がある場合は同様に住民訴訟が提起され以降の手続は先ほどと同じということになります。

このフロー図には、すみません、ちょっと記載をしておりませんが、条例案が適用され一部免責した場合は、先ほど申し上げましたとおり自治法の施行令に基づきまして議会に報告し公表するというような流れになっております。

なお、議会のほうに報告する政令で定める内容でございますが、賠償責任の原因となった事実及び賠償責任額、条例に基づき控除する額及び根拠、責任を逃れた額というふうに定めがございますのでこの部分を公表するということになります。

続きまして、ちょっと資料ではなく条例 の概要の説明をさせていただきます。

第1条の規定は、この条例の趣旨について法令の規定に基づき本条例を定めることとしております。

第2条の規定は、損害賠償責任の一部の 免責について規定しており、町長等が職務 を行うにつき善意でかつ重大な過失がない ときは、賠償の責任を負う額から地方自治 法施行令第173条第1項第1号に規定す る地方公共団体の長等の基準給与年額に、 町長等の区分に応じ第1号から第4号に定 める数を乗じて得た額を控除して得た額に ついて逃れさせるもので、この基準は自治 法施行令の基準を参酌し同様の額を定めた ものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただ き御決定いただきますようよろしくお願い いたします。

○委員長(寺脇直子君)

これより本件に対する質疑を行います。管野委員。

○委員(管野英美子君)

おはようございます。管野です。

まず説明資料の中の基準給与年額というのは手当を引いた分ですけれど、今町長は30%減額をされていておまけにコロナで10%減額されていますが、元の金額なんですか。82万円という額なのか、57万4,000円、月額では。どちらの額ですか。

○委員長(寺脇直子君)

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

町長の基準給与年額の考え方でございますが、法律のほうで基準給与年額の定義というのは当然定められておりまして、今委員おっしゃるように、退職手当であるとか扶養手当というのは含まないというふうに定められてるわけですが、今、各自治体額等をしてるわけですがね、給与の額をちょっと報用して積算するかというところまでは、実はまだはっきり出てきてるものがござと事例がまだ少ない中なのでちょっとその団体の状況とかを見ながらですね、適正に運用はしていこうというふうに考えております。

○委員長 (寺脇直子君)

管野委員。

○委員(管野英美子君)

塩川町長、30万円くらい違うんですよ

ね。ここをやっぱり先に決めておかないと 議論にならないんじゃないんですか。例え ば、満額で掛ける6にした場合、そこは町 で決めないんですか。

○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

申し訳ございません。先ほどの基準給与年額の考え方でございますが、実際にそういった行為があった時点での給与の金額というのを基礎とするというふうに定められておりますので、今現在カットをされているわけですけれども、本来の給与に基づく年収が基準になるものというふうに考えておりますので、条例の本則どおりの額を基準に計算すると。6倍で計算するということでございます。

○委員長(寺脇直子君) 管野委員。

○委員(管野英美子君)

それなら今、もし何かあったときは大変 なことになりますよね。給与は今少ないの に、弁償する額が82万、月額で、分かり ました。

そしたら、(4)の職員なんですけども 会計年度任用職員も入りますか。

○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

すみません、ちょっと会計年度任用職員 をこの条例の中でですね、職員に含むかど うかというのは、すみませんちょっと確認 できてませんので、すぐ確認させてもらい ます。

- ○委員長(寺脇直子君) 中川委員。
- ○委員(中川敦司君)

中川です。おはようございます。

先ほどの条例適用のフローという資料説明の中でもございましたけども、要は、結局は裁判所の判断の結果をもって、それが故意または重大な過失に当たるかどうかというふうな判断材料になるというふうな御説明やったと思うんですけども、まずこの文言ですね、重大な過失というのはどこからどこまでが重大で、どこからどこまでが重大でないという、そういうふうな線引きいうのはどのように考えるんでしょうか。

○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

重大な過失とはどういうところを含むかということですが、実はこの重大な過失というのは判例が出ておりまして、僅かな注意をすれば容易に有害な結果を予見し、回避することができたのに、漫然と看過したようなほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態をいうというふうに判例が出ております。ですので、その辺りを参考にしながらですね、最終的には判決とこの内容を参考に町長、地方公共団体のほうで最終的には判断するということになってくるかと思います。

○委員長(寺脇直子君) 中川委員。

○委員(中川敦司君)

結局今おっしゃったような内容でもって、 重大か重大でないかを判断するということ なんですけど、その判断されるのは、今お 座りになっている理事者側の方になるとい うことなんでしょうか。

- ○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。
- ○秘書人事課長(池田拓也君)秘書人事課、池田でございます。

裁判の結果というのは、もう当然に中身をよく確認をさせていただきまして、判決、一番いいのは判決の中でこういう文言で判決が言い渡されれば一番分かりやすいんですが、必ずしもそうでないケースもございますので、裁判の判決趣旨を参考に最終決定は地方公共団体、豊能町のほうで決定をするということになります。

- ○委員長(寺脇直子君) 中川委員。
- ○委員(中川敦司君)

あとですね、この時期的なものなんですけども、実際、裁判に訴えられている立場の町長なり職員さんという立場の方が、実際、今現在その立場におられる場合もあるし、例えばもう辞めてから後に何かこんな問題が出てきて、過去に遡ってんな場合とかいうかなと思ったりして、そんないけども当時のその立場、その立場で計算するとか何か判断するとかそのようなようとになるのか、その辺り現状と既にもう過去の立場というかそういうふうな場合のことは、どんなふうに考えたらいいんでしょうか。

- ○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。
- 〇秘書人事課長 (池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

住民訴訟を提起されてということになりますので、当然現職のときに提起されてその間に結審するということもございますが、当然退職した後に結審してそれに基づいてということもございますので、現職に限るとかというものではございませんので、結審した結果をもとにですね、遅滞なく請求をすると、条例が適用されるということでありましたら免責をした残りの分ですね、

これについて請求を行っていくということになってくるかと思います。

○委員長(寺脇直子君) 管野委員。

○委員(管野英美子君)

このA3の右側の大きな点線で書いてある善意でかつ重大な過失がないというのは 誰が判断するんですか。

○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

資料右側の点線の善意でかつ重大な過失がない、これの判断を誰がするかということですが、最終的には町がするということになります。ただ判断するときの材料といたしまして、先ほど申し上げました裁判の結果を参考にさせていただいて、最終、町が判断するということになります。

○委員長(寺脇直子君) 管野委員。

○委員(管野英美子君)

その町長、町が判断した、で賠償請求するのが町長だった場合、本人がするんですか。第三者委員会とか立ち上げて、それを決定するとかということは講じないんですか。

○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

町長が町長にというお話でございますが、 町長個人に請求する場合は、自治法上です ね、代表監査委員が請求するというふうに 定めがありますので、仮に個人に請求する 場合は町長が請求いたしますが、個人であ る町長へ請求する場合は代表監査が請求す るということでございます。

○委員長 (寺脇直子君)

管野委員。

○委員(管野英美子君)

そしたら裁判にかけて、例えば1億円支払わなければいけないけれども、裁判所の判断で6,000万になるということもありますよね、減額っていうのは。それでも、これが適用されるということですか。

○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

裁判が結審したときにですね、実際、裁判で例えば1億円の請求に対して6,000万という結果が出たと、裁判の結果にこれは左右されるものではございませんでして、出た結果、請求しろと裁判所が言ってる金額ではなくその内容ですね、これが過失がどうであるとかということをこちらで考えて、条例に当てはまるか当てはまらないかというところで請求しますので、裁判所が判決を言い渡した額を参考に何かするというものではございません。

- ○委員長(寺脇直子君) 管野委員。
- ○委員(管野英美子君)

お金に関わることというのは必ず議決が あると思うんですが、議会の責任というの は問われないんですか。

○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

今回、提案させていただいておりますこ の条例につきましては、特に議会の議決を 要するものではございません。

議会のほうには報告をするということは 法で決められておりますが、債権放棄をす る場合につきましては、当然議会の議決を 要しますので、議会に御判断をいただくと いうことになりますが、今回御提案させて いただいている条例につきましては議会の 議決を要するものではございません。

○委員長(寺脇直子君) 管野委員。

○委員(管野英美子君)

説明が悪かったのかもしれませんが、一 番最初の件です。

例えば、例えたくないですけど、ダイオキシンのことで議決しましたよね、9,650万円で、議決と違うことをしているとき、そういうことです。だから、議決をしているにもかかわらず議決と違うことをしたというのは、これは故意または重大な過失という形なんですか。

○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

申し訳ございません。議会で議決したと 言われますのは、何に対して議決をされた ということですか。

○委員長(寺脇直子君) 管野委員。

○委員(管野英美子君)

一番最初のその事業に対して議決をしますよね。議決と違うことを行政がやった場合です。だから、それは住民が無駄遣いというんですか、そうやって判断したときは住民監査請求で裁判になりますよね、そのことです。

○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。

○秘書人事課長 (池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

すみません、ちょっと私の考え方が間違っていたら御指摘いただきたいんですが、 議会で議決したというのは何らかの事業を することに対しまして議会で議決したにも かかわらず、その議決内容とは相反することをした場合にどうなるかというような御 質問でよろしいですかね。

恐らく議会で議決されたことに対しまして、そのとおり履行していないということになりますので、今回条例を挙げさせていただいてる分というのは善意でかつというようなところに当たりますので、今のケースはそこには間違いなく該当しないので、条例は適用せずに全額をその者に請求をするというような形になるかと思います。

○委員長(寺脇直子君) 中川委員。

○委員(中川敦司君)

中川です。

これあくまでも裁判で争って結論が出てからというふうな内容になってますけども、裁判で白黒判決が出る形じゃなくて、例えば訴えられている側、訴える側とが和解するとかいうふうな場合、そんなんもあったりするんかな。そんな場合はこれは適用されないとかいうことになるんですか。

○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

裁判、判決でどういう判決の内容が出るかというところによってくるのかなと思うんですけれども、あくまでもこの条例につきましては、監査請求が行われている内容について、そういう重大な過失とかがあるかというところで、この条例を適用するかどうかというところを判断いたは請求をするとかというような判決が出ている場合には、その判決の内容が故意または重大な過失があるかどうかということを同じよる過失があるかどうかということを同じようにこちらのほうで判断して、条例が適用される場合であれば、条例を適用後の金額

を請求いたしますし、条例が適用されない というようなケースであれば出た判決どお りに請求をするということになるかと思い ます。

○委員長(寺脇直子君)

ちょっといいですか。

ちょっと確認したいんですけども、この 善意でかつ重大な過失がないときという、 この善意というのは法律用語だと思うんで すけど、この法律用語について説明をお願 いします。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

申し訳ございません、法律用語でいう善意とは何かというのは、ちょっとすみません、手元に資料がございませんので調べてまたすぐ報告いたします。

○委員長(寺脇直子君) ほかに質疑ございますか。 管野委員。

○委員(管野英美子君)

対象者の方がみんな一緒にやった場合ですね、1番、2番、4番の方が一緒に、一緒にやった場合、この場合も6倍、4倍、1倍で、その請求金額に対してこういう請求をされるということですか。

○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

委員のおっしゃるとおり、今回訴えられてる者が複数いてるという場合には、それぞれここに定める区分に応じまして請求のほうをさせていただくということになります。

- ○委員長(寺脇直子君) 管野委員。
- ○委員(管野英美子君)

職員はあと処分されますよね。戒告とか 訓告とか、そういうのも併せて賠償責任、 賠償してもそういう処分もされるというこ とですか。

○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

今回、賠償責任を負うというところでご ざいますので、今委員おっしゃられている 処遇の処分についてはまた別物ですので、 例えば賠償を請求したからそういう処分が ないとかそういうものではございません。

○委員長(寺脇直子君) ほかに質疑ございますか。 池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田です。

申し訳ございません。先ほど言ってました会計年度任用職員ですが、申し訳ございません、職員というくくりですので当然会計年度任用職員も含むということになります

あと、善意というところで法律用語ということでございますが、善意というのはですね、全く事情を知らないということを善意という形で定められております。

○委員長(寺脇直子君) ほかに質疑ございますか。 それでは質疑を終結いたします。 管野委員。

○委員(管野英美子君)

住民監査請求から裁判へという流れのほかに、業者が自治体の施策によって莫大な損害が生じたとして裁判を起こすケースがありますね。ダイオキシンがそうだと思うんですけど、この場合も一部免責が適用されるんですか。

○委員長(寺脇直子君)

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

今回の条例につきましては、町長と職員が行ったものについてということですので、この条例に基づいて町との請負の関係にある業者に対してこの条例を適用してということはありません。

○委員長(寺脇直子君) 管野委員。

○委員(管野英美子君)

先ほどの回答で、会計年度任用職員も含むということなんですけれども、そういうことを知ってお仕事をなさっているんでしょうかね。そこまでを説明して仕事をなさっていないんじゃないかと思うんですね。職員は公務員になったときに気持ちが、固い気持ちがあったと思うんですけど、そういうことを伝えてありますか。

○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

会計年度任用職員にそういう認識といいますかというのを伝えられてるかというお話でございますが、あくまでも会計年度任用職員につきましても地方公務員法一部適用されておりますので、私どもの一般職につきましても、こういう細かいところまでを責任があるのよとかっていうような話は特にはしていないんですが、職員である以上はですね、やはりそういう認識を持って業務に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○委員長(寺脇直子君) 管野委員。

○委員(管野英美子君)

この条例を制定するに当たり、反対に住 民訴訟を起こしにくいっていうんですか、 そういうことにならないかなというような考えがあるんですけど。責任を、例えば先ほどの例でも、1億円の例ですけども、町長は6,000万でええんやということで、反対に住民訴訟を起こしにくいというか、住民の権利というんですか、それが黙殺されるということはないんですかね。

○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

この自治法が改正されるときにですね、この住民訴訟制度が形骸化するのではないかというような、当然議論があったわけなんですけれども、あくまでもなって、住民監査請求自体は当然これは住民の権利でございますので、当然であるとか悪意にした場合についる。ここは従来どでもなりますので、ここは従来としておりますので、ここは従来としておりますので、こことになるかと思いますので、ただくということになるかと思いまして、特にこれを制定することによりましてで、特にこれを制定するというようなものではないと考えております。

○委員長(寺脇直子君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(寺脇直子君) それでは質疑を終結いたします。 これより討論を行います。 反対討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(寺脇直子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに 賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(寺脇直子君)

挙手全員であります。よって、第6号議 案は原案のとおり可決されました。

第7号議案、豊能町監査委員条例改正の 件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浜本総務課長。

○総務課長(浜本正義君)

おはようございます。総務課、浜本です。 第7号議案、豊能町監査委員条例改正の 件について説明をさせていただきます。

議案書の6、7ページ、条例の概要資料、 新旧対照表を併せて御覧ください。

改正の理由ですが、地方自治法第200 条第2項の規定により、監査委員に事務局 を設置するため所要の改正を行うものでご ざいます。条例の改正内容ですが、第11 条を第12条に繰下げ、第10条の次に第 11条として事務局の設置、事務局に配置 する職員、事務局の職員定数についての規 定を追加するものです。

附則としまして、第1項ではこの条例は 令和3年4月1日から施行することとし、 第2項では豊能町職員定数条例を一部改正 し監査委員の事務局の職員定数を追加し、 第3項では職員の管理職手当に関する条例 を一部改正し監査委員事務局長の管理職手 当を追加するものです。

説明は以上です。御審査いただき御決定 くださいますようよろしくお願いいたしま す。

○委員長 (寺脇直子君)

これより本件に対する質疑を行います。中川委員。

○委員(中川敦司君)

中川です。

このたびのこの事務局の設置というのは、 地方自治法の規定に基づきというふうなこ とになってますけども、事務局というか職員さんいうんかね、そういう方がいらっしゃってそういう方が何か作業とかせないかんというふうな位置づけなのかなと思うんですけども、それでよろしいんですかね。

○委員長 (寺脇直子君)

浜本総務課長。

○総務課長(浜本正義君)

総務課、浜本です。

委員おっしゃるところがございます。

ただですね、これまでも監査委員事務局 これは総務課内に任意の組織でありました けれども、それを法律に基づいて、条例に 基づいて設置しようというものでございま す。

○委員長(寺脇直子君) 中川委員。

○委員(中川敦司君)

その局員さんというのは、当然職員さん、 実際の役場の職員さんが兼務するというふ うなことでよろしいんですか。

○委員長(寺脇直子君) 浜本総務課長。

○総務課長(浜本正義君)

総務課、浜本でございます。

本町では兼務という形でとらせていただこうと思っております。ただ、大きい自治体さんなられますと監査事務局専任で職員いうのもいらっしゃいます。

○委員長(寺脇直子君) 中川委員。

○委員(中川敦司君)

新旧対照表の1分の1ですかね、2ページ目いいますか、そこの支給月額4万5,000円というふうな額がありますけども、そうしましたら職員さんで局員の方、局長かなこれは、局長になられた方はこの給与も通常のお給与とは別にいただけるというそういうふうなことになんですね。

○委員長(寺脇直子君) 浜本総務課長。

○総務課長(浜本正義君)

総務課、浜本でございます。

監査委員事務局長の管理職手当は4万5, 000円と決めさせていただいております けれども、ただ今現状で言いますと、私総 務課長と、この条例をお認めいただきます と総務課長という立場とそれと監査委員事 務局長の立場、2つございますので両方の 管理職手当の支給はないということになり ます。

○委員長 (寺脇直子君)

ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長 (寺脇直子君)

それでは質疑を終結いたします。 これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに 賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(寺脇直子君)

挙手全員であります。よって、第7号議 案は原案のとおり可決されました。

第11号議案、豊能町立コミュニティセンター条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

泊農林商工課長。

○農林商工課長(泊 進君)

おはようございます。農林商工課の泊で す。

第11号議案、豊能町立コミュニティセンター条例改正の件につきまして御説明申 し上げます。

議案書の20、21ページをお開きくだ さい。併せて議案概要も御覧ください。 今回の提案理由としましては、コミュニティセンター右近の郷の使用料につきましては、施設を利用する際、事前に利用申込書を提出いただくこととしており、その際、料金につきましても併せて納付いただくこととしております。

しかし、昨今のコロナウイルスのような 事態により急遽施設が利用できなくなる場合、既に納付された使用料に対し返金等に 関する事務が生じることが予想されます。 昨年からのコロナウイルスに対する対応の 中で、そういった返金等に関する作業が実際に起こったわけではございませんが、今 回の改正により施設利用後でも料金を徴収 することが可能とすることで、返金等が生じた場合の事務の簡素を図るとともに、あ わせて利用者の利便性の向上が図られるものと考えています。

また町内の施設では本右近の郷と、第1 2号議案に挙げられている公民館等の施設 が同様の状態となっておりましたので、今 回同時に改正することで施設利用者に混乱 等が生じないよう配慮したいと考えていま す

説明は以上です。御審査いただき御決定 賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長(寺脇直子君)

これより本件に対する質疑を行います。管野委員。

○委員(管野英美子君)

継続で借りてらっしゃる方いらっしゃいますよね、今。その方に対しても、月払いとか後払いにされているんですか。

○委員長 (寺脇直子君)

泊農林商工課長。

○農林商工課長(泊 進君)

農林商工課の泊です。

現在のところは、月払いということは最 初のほうに月の初めのときにいただいてお りますが、一応今回幅を広げるということ で、月末でもということは可能なのかなと 思ってますが、運用上はこれまでどおりの ほうが、これまでどおりでもできると思っ てますので、そこのところは運用で考えて いきたいなというふうに思っています。

○委員長(寺脇直子君) 管野委員。

○委員(管野英美子君)

いろいろ物を置いてらっしゃってて、すぐに撤収ということもないからずっと使ってはると思うんで、その場合は前払いという形でもいいということですね。

- ○委員長(寺脇直子君) 泊農林商工課長。
- ○農林商工課長(泊 進君) 農林商工課の泊です。 おっしゃるとおりでございます。
- ○委員長(寺脇直子君) ほかに質疑ございませんか。 中川委員。
- ○委員(中川敦司君)中川です。

ちょっと疑問に思うことがありまして、 何で今まで前払いだったのかなという、そ んな質問してええのかどうか分からんけど、 ちょっと私は思うには何か物を買ったり、 何かするとなった場合、それのことが終わってから通常お金を払うというね、私は一般的にはそういうのが普通かなというふ払 に思っておったので、こういう先にお金払 わなあかんというのがちょっと疑問があったんですけど、もともとその先に、初めにお金払わなあかんというのは何か、何か理由があったんですか。

- ○委員長(寺脇直子君) 泊農林商工課長。
- ○農林商工課長(泊 進君) 農林商工課の泊です。

特に決まりとかはなかったと思うんですけども、使用料という扱いですので事前に 徴収するという、施設との整合とかもあったかと思いますので、そういった形で徴収 していたのではないかなと。

- ○委員長(寺脇直子君) 中川委員。
- ○委員(中川敦司君)

今までは初めにもらってた、それを今度 は後からもらうということになって、お金 の入る時期が変わりますんで、そういった 意味でそれが困るいうことは別にないんで すね、後からもらうということに対して。

- ○委員長(寺脇直子君) 泊農林商工課長。
- ○農林商工課長(泊 進君) 農林商工課の泊です。

後からというのも、実際は施設の鍵の受渡しとかそういったところでお金のやり取りができるのかなと思ってます。なので、例えば後日に納付書を送って別に徴収するとかそういったことは考えてはおりませんので、特に支障とかはないのかなというふうには考えています。

- ○委員長(寺脇直子君)ほかに質疑ございますか。(「なし」の声あり)
- ○委員長(寺脇直子君)それでは質疑を終結いたします。これより討論を行います。(「なし」の声あり)
- ○委員長(寺脇直子君) 討論を終結いたします。 これより採決を行います。 本件は原案のとおり可決と認めることに 賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(寺脇直子君) 挙手全員であります。よって、第11号 議案は原案のとおり可決されました。

第13号議案、町道路線の認定、廃止、

一部廃止及び変更の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

坂田建設課長。

○建設課長(坂田朗夫君)

建設課の坂田です。おはようございます。 それでは第13号議案、町道路線の認定、 廃止、一部廃止及び変更の件につきまして 御説明いたします。

議案書25ページからと、先日全員協議会でお配りしました両面刷りのA3図面、お持ちでしたら御一緒に御覧ください。

提案及び提案内容ですけども、道路法第8条第1項、第10条第1項及び第2項の規定により路線を認定、廃止、一部廃止、路線の変更を行うに当たり、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページの26ページです。

1つ目、認定路線ということで、これについては新規に町道認定を行うものでございます。具体的にお話させていただきます。整理番号1の町道石中線、これは切畑地区になりますけども、そういった合計11路線になりますが、これらにつきましては既にもう30年以上使用されておりますけども、今回路線の認定漏れが判明しましたので新規認定するものでございます。

それから続きまして、2の廃止路線ですけども整理番号12の余野上所線については補助整備の換地処分によって廃止漏れが判明しましたので廃止するものでございます。

それから3番目の一部廃止路線のほうですが、整理番号13の向山線、こちらについては補助整備の換地処分によりまして一部廃止するというものでございます。

それから、4つ目の変更路線については

整理番号14水汲線と整理番号15の余野 平田線ですけども、こちらについても補助 整備の換地処分により道路都市の機能が一 部なくなっておりますので、路線を変更す るものでございます。

御審議いただきまして御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

- ○委員長(寺脇直子君) これより本件に対する質疑を行います。 中川委員。
- ○委員(中川敦司君) 中川です。

この間もちょっとお伺いしたような内容になるかもしれませんけども、この認定漏れそのものが発生したというのはどういったことが要因なのかな、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

- ○委員長(寺脇直子君) 坂田建設課長。
- ○建設課長(坂田朗夫君)建設課の坂田です。

大きく二つありまして、一つは切畑地区 等の補助整備の換地処分に伴いまして、本 来でしたら道路がそのときにもともとの従 前の道路が新しく補助整備によって付け替 わっておるんですが、従前のままになって おったというところがずっとですね。それ に伴って、今回改めまして起点終点が変わっております。場所が変わっておりますの で認定とか変更とかさせてもらうといった ものでございます。

もう一つについては、特に1番目の認定 路線の整理番号2から11番の西地区とか 東地区の住宅開発に伴うものの路線認定に ついてなんですけども、これ全部全て階段 部分に当たります。こちらについては、既 に供用開始というか道路が使用されて30 年以上経過しておりますけども、そのとき に本来でしたら開発と同時に、ほかと一緒 に、今回の場合でしたら4m未満ですので 通路という形で認定していかないといけな いところではございますが、それがその当 時ですね、きちんと町道認定にされてなか ったというのが、今回判明しましたので今 回認定させてもらうといったところでござ います。

以上です。

- ○委員長(寺脇直子君) 中川委員。
- ○委員(中川敦司君)

もしも今までずっと、特に階段部分につきましては気がつかなかったいうことにはなるんでしょうけども、何かその階段でちょっとここ不備があるよとかいうふうな形で住民さんからお声があるとか、もしもそんなお声がもしあったならば、これ漏れてるねみたいなことが、気がつくようなこともあったんでしょうか。

- ○委員長(寺脇直子君) 坂田建設課長。
- ○建設課長(坂田朗夫君)建設課の坂田です。

委員おっしゃるとおり、そういった場合に、もし工事発注する場合はその路線名をネーミングに何々線維持補修工事とかいう形で発注する場合が多うございますので気づいたかもしれません。

以上です。

- ○委員長(寺脇直子君) 中川委員。
- ○委員(中川敦司君)

実はこの26ページの11番ですね、今回の路線名ときわ台通路4号線、ときわ台6丁目のところの分なんですけども、実は階段の手すりがかなり腐食していて、もうがさがさになっておって、そこを握ったらもう手ちょっと切れるかもしれないみたいな御意見がもう2年かな、2年ぐらい前や

ったかございまして、そのことをちゃんと 建設課のほうに当時お伝えをさせてもらったら、そこのこれだけやなくて、手すりだけやなくて、手するからいたくてのものも傷んでるからなめきませんからなからなっと今すぐできませんみたいならもお話があったみたいでようやくこの間、永谷議長のほうからできませんがでようやくこの間、永谷議長のほうかできたということなんですけども、もう私はにとなんですけども、もうればにちょっと危険よ言うてお伝えしてあったけいらこと。

- ○委員長(寺脇直子君) 坂田建設課長。
- ○建設課長(坂田朗夫君) 建設課の坂田です。 申し訳ございません。
- ○委員長(寺脇直子君) ほかに質疑ございますか。

じゃあちょっと、この道路の路線の廃止 や変更によって住民の皆さんの社会生活に は特に影響が出るようなところありますか。

- ○委員長(寺脇直子君) 坂田建設課長。
- ○建設課長(坂田朗夫君)

建設課の坂田でございます。

今回認定したことによって住民さんへの メリットとかデメリットがあったかという 御質問でございますけども、それについて は特にございません。

町でのメリットで言えば、交付税の対象にはなりますので、道路面積で言いますとざっと6,000平米ほど増加しますので、基礎、交付税の対象の根拠となるものがそれぐらい増えるといったものでございます。ただ、この6,000平米なんですけども、このうち、ちょっと今回一緒にやっておりますときわ台駅前線、既にもう完成してお

りますけど駅前広場、こちらのほうがざっと3,000平米入っておりますので、実質3,000平米ほど増加するといったところです。

○委員長 (寺脇直子君)

ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(寺脇直子君)

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(寺脇直子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに 賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(寺脇直子君)

挙手全員であります。よって、第13号 議案は原案のとおり可決されました。

それでは、10時40分まで休憩いたします。10時40分に再開いたします。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○委員長(寺脇直子君)

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

第14号議案、令和2年度豊能町一般会 計補正予算(第10回)の件、関係部分の みを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

順次発言を求めます。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。よろしくお願いします。

第14号議案、令和2年度豊能町一般会 計補正予算(第10回)の件につきまして 説明させていただきます。 令和2年度豊能町一般会計補正予算書を 御覧ください。

最初に歳出について御説明申し上げます。 補正予算書の20ページ及び33ページ の給与費明細を併せて御覧ください。

款・総務費、項・総務管理費、目・一般 管理費の1.人件費事業でございますが、 退職手当を補正するものでございます。

- ○委員長(寺脇直子君) 中谷まちづくり創造課長。
- ○まちづくり創造課長(中谷 匠君) まちづくり創造課、中谷です。

同じく20ページ、目・企画費、12. 産官学連携プロジェクト高齢者健康寿命延伸事業、業務委託料500万円でございます。

こちらは、令和2年8月20日に産官学連携プロジェクト高齢者健康寿命延伸事業の研究契約を締結し、大阪大学と連携事業を開始しております。本事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ感染予防のために外出を控えた高齢者の方の見守りやフレイル、認知症を防ぐための研究やアンケート調査を実施し、どんな生活環境になっても豊能いきいき生活の実現を目指すものです。

補正予算で計上しております500万円は、今後も本研究を継続的に実施し、アンケート調査結果を参考にしながら介護予防事業を進め、高齢者に優しいまちづくりを進めていくものです。

なお今回計上しております予算は、令和 3年度に繰越しし、事業を実施するもので す。

- ○委員長(寺脇直子君) 坂田建設課長。
- ○建設課長(坂田朗夫君)建設課の坂田です。26ページをお開きください。

款8・土木費、項2・道路橋梁費、目 2・道路舗装費の1の道路舗装事業であり ますが、町道吉川中央線の舗装工事に係る 工事費を補正するものでございます。

続きまして、目3・道路改良費の1.橋 梁長寿命化等事業でございますが、橋梁の 修繕工事に係る工事費を補正するものでご ざいます。

続いて、目・4交通安全施設整備費の1. 通学路等交通安全整備事業の事務委託料で ございますけども、こちらについては街路 灯の点検に関する費用を補正するものでご ざいます。

- ○委員長(寺脇直子君) 山谷都市計画課長。
- ○都市計画課長(山谷賢一君)

都市計画課、山谷でございます。

それでは32ページをお開きください。

款11・災害復旧費、項2・公共土木施 設災害復旧費、目2・公園施設災害復旧費 でございます。

これは、令和2年7月災害で発生いたしました光風台6丁目緑地災害復旧事業につきまして、その後、査定後、実施設計を行いました結果、増額する必要が出ましたので増額するものでございます。

- ○委員長(寺脇直子君) 中谷まちづくり創造課長。
- ○まちづくり創造課長(中谷 匠君) まちづくり創造課、中谷です。 歳出の説明は以上であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。 14ページへお戻りください。

款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、 目1・総務費国庫補助金、節2・企画費国 庫補助金の3.新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金でありますが、歳 出のところで御説明申し上げました産官学 連携プロジェクト高齢者健康寿命延伸事業 に係る国庫補助金であります。

- ○委員長(寺脇直子君) 坂田建設課長。
- ○建設課長(坂田朗夫君)

建設課の坂田です。

次に、目5・土木費国庫補助金の節2・ 道路舗装費国庫補助金でありますが、歳出 のところで御説明申し上げた道路舗装事業 に係る国庫補助金でございます。

節3・道路改良費国庫補助金であります が、歳出のところで御説明申し上げた橋梁 長寿命化等事業に係る国庫補助金でござい ます。

それから節 5・交通安全施設整備費国庫 補助金でありますが、歳出のところで御説 明申し上げた通学路等交通安全施設整備事 業に係る国庫補助金でございます。

- ○委員長(寺脇直子君) 仙波行財政課長。
- ○行財政課長(仙波英太朗君)

おはようございます。行財政課の仙波です。

続きまして18ページをお開きください。 款19・繰入金、項1・基金繰入金、目 1・財政調整基金繰入金でございますが、 今回の補正による財源調整として1,605 万6,000円を減額するものでございます。 続きまして、目2・文化振興基金繰入金 でありますが、歳出事業費の確定に伴い減 額するものでございます。

19ページを御覧ください。

款22・町債、項1・町債、目1・土木 債でございますが、道路舗装事業費及び道 路橋梁長寿命化事業につきまして、国の令 和2年度第3次補正予算の対象として事業 費が増額になったことに伴い補正するもの でございます。

続きまして、目3・教育債、体育施設整 備事業債につきましては、事業費が確定し たことにより減額するものでございます。

目5・災害復旧債の災害復旧事業債、公園 施設災害復旧事業債につきましては、事業 費が増額となったことに伴い補正するもの でございます。

続きまして、目6・減収補填債であります が新型コロナウイルスの影響による景気変 動に伴い、通常の増減収を超える減収を生 じた税目を対象として減収補填債を新たに 発行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたし ます。

- ○委員長(寺脇直子君) これより本件に対する質疑を行います。 中川委員。
- ○委員(中川敦司君) 中川です。

では予算書の32ページですか、補正予 算書32ページをお願いしたいんです。

款11・災害復旧費ですね、項2・公共 土木施設災害復旧費の目の2、公園施設災 害復旧費ということで、先ほどの御説明で は光風台6丁目の緑地の実施設計ですかね、 それをやったところ増額する必要が出てき たということなんですけども、内容的どの ようなことで増額になったというふうに考 えたらよろしいんでしょうか。

- ○委員長(寺脇直子君) 山谷都市計画課長。
- 〇都市計画課長(山谷賢一君)

都市計画課の山谷でございます。

災害復旧でございますので、一旦災害査 定を、国の査定を受けまして、その後一旦 金額は確定したんですけれども、その後ボ ーリング調査、地質調査をした結果を受け まして実施設計、実際に施工するための設 計をいたしましたところ若干の工種の見直 し、それと下にはすぐ家が近接しておりま すので、それに対する安全対策費、この辺 を増加したものでございます。 以上です。

- ○委員長(寺脇直子君) よろしいですか。 中川委員。
- ○委員 (中川敦司君)

今お答えいただいた中で、ほうしゅう、 何ておっしゃいましたか。工事の種類ね。 分かりました。すみません。

- ○委員長(寺脇直子君) ほかに質疑ございますか。 管野委員。
- ○委員(管野英美子君)管野です。

20ページの人件費事業の、全員協議会では早期退職3名分と伺っているんですけど、この全体の内訳を聞かせてください。 全部の6,200万の内訳を聞かせてください。 い。

- ○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。
- ○秘書人事課長(池田拓也君) 秘書人事課、池田でございます。 内訳と申しますのは早期退職者3名ということでございますが、それぞれ1名ずつのということですか。
- ○委員長(寺脇直子君) 管野委員。
- ○委員(管野英美子君) この6,200万トータルの内訳を聞かせ てください。トータルの。
- ○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。
- ○秘書人事課長(池田拓也君)秘書人事課、池田でございます。

今回補正させていただきます6,204万7,000円でございますが、これは3名の職員が早期退職をするということで退職手当を3名に支払う分の合計額でございます。

- ○委員長(寺脇直子君) 管野委員。
- ○委員(管野英美子君) 大きな金額ですか。3名で6,200万な んですか。はい、分かりました。
- ○委員長(寺脇直子君)ほかに質疑ございますか。管野委員。
- ○委員(管野英美子君) すみません、職業選択の自由ってあると 思うんですけれど何か理由があるんですか。
- ○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。

早期退職の。

○秘書人事課長(池田拓也君)秘書人事課、池田でございます。

早期退職の制度でございますが、職員数を長い目で見てどれくらいにというようなところを考えていく中で、こういう制度をつくっておりますので、通常、退職するときの給料月額に対しまして3%の上乗せをすると、59歳の方につきましては残り1年ですので2%ということになっておりますが、その給与月額に対しまして3%というのを乗せた額で計算いたしますので、通常その3%がある分とない分でちょっと若干の金額の差は出てくるかと思います。

- ○委員長(寺脇直子君) 管野委員。
- ○委員(管野英美子君) 次の質問いきます。

12番の産官学連携プロジェクト云々というところですけども、高齢者に優しいまちづくりのアンケートというのは、まちづくり課がやるんですか、福祉課がやるんでしょうか。

- ○委員長(寺脇直子君) 小森健康増進課長。
- ○健康増進課長(小森 進君)

おはようございます。健康増進課の小森 でございます。

この事業を所管しておりますのは、健康 増進課でやらせていただいておりまして、 ただいまの質問なんですけれども実は2月 にですね、このコロナ禍における高齢者の 生活実態アンケートということで阪大の神 出教授とともに、案をつくっていただきま して実施させていただいております。実は 2月のいっぱいの締切りということで、今 60%ぐらいの回答率をいただいておりま す。

内容につきましては、このコロナ禍におきまして、特に高齢者の方が居宅にずっと閉じ籠もりがちになっているということで、その場においての生活の実態でありますとか、例えばいろいろコミュニケーションツールですね、IT関係とかどのような使用状況だったのかをちょっとその中でアンケートに盛り込ませていただいておりまして、今後、我々の高齢者、特に高齢者の方についての、例えばITの活用でありますとかその辺の材料にしたいと考えております。

以上でございます。

- ○委員長(寺脇直子君) 管野委員。
- ○委員(管野英美子君)

そしたら、またそのアンケートの結果に よって、さらに補正予算組まれて事業を行 うということでよろしいんですか。

- ○委員長(寺脇直子君) 小森健康増進課長。
- ○健康増進課長(小森 進君)

健康増進課の小森でございます。

おっしゃるとおりですね、分析の結果を 用いまして、これは福祉だけの活用になら ないのかなと思っております。これから町 全体でまちづくりを行う際にですね、災害 のことであったりいろんなことにも活用できるのかなというふうに考えてますので、 その都度、今後政策の中で徐々にいろんなことを事業化するかなと、これは福祉だけに限らないかなと思ってます。

今回、補正に挙げさせていただきましたが先ほどまちづくり課長から申し上げてますとおり、今年度、特に見守りの救急タグカード、これが300人の予定をしておるんですが、実績は269名の方に配布させていただいております。

それと、AIを活用したフレイルの認知 症予防ということで、今年度につきまして はいきいきデイサービスにおきまして、こ れも阪大が開発しております視覚機能で認 知をはかるような開発をされておられまし て、まず事業を実施する前に各方の認知度 を視覚による認知度をまずはかりまして、 小さなロボットであるとか、いろいろ体を 動かしたりとか、その間2か月ほどしてい ただきまして、最終的にもう一度認知機能 をはかってその事業がどうやったのかと評 価すると。これまだ結果はいただいてない ります。

これを、まずはタグカードにつきましては、いろんな民生委員さんがやられてる活動でありますとか、いろんな形で見守り活動されているんですけれども、できればこのタグカードを全般的に広めて、もう一つ外出の促しができないかなというふうなこと考えてます。予算とですね。

先ほど申し上げました、AIの活用、フレイルの活用につきましては、来年度につきまして通いの場のほうでこれが実践できないかなと、ちょっと広げていくと、裾野を広げていくということを考えております。以上でございます。

○委員長 (寺脇直子君)

中川委員。

○委員(中川敦司君)

すみません、20ページのさっきの人件 費のとこで、もう少しちょっとお伺いした いことがございます。

早期退職者3名ということに、確かお伺いしておりましたけども、言うてええんかな、副町長はいずれお戻りになられるみたいなこと、私一般質問で言わせてもらいましたけども、副町長なんかの場合も4年のところ早めに帰りはったら、それは早期退職みたいなことになってくるんですか。

- ○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。
- ○秘書人事課長(池田拓也君) 秘書人事課、池田でございます。 副町長につきましては特別職でございま すので対象とはなりません。
- ○委員長(寺脇直子君) 中川委員。
- ○委員(中川敦司君)

ということは、早期退職ではないという ことなので別枠でその分は確保されている いうことなんですね、そしたらね、人件費 というか。

- ○委員長(寺脇直子君) 池田秘書人事課長。
- ○秘書人事課長(池田拓也君)

秘書人事課、池田でございます。

一般的に特別職につきましては、当然条例で退職手当というものが定められておりますので、実際に任期が満了する年度におきましてはその年度の当初予算に退職手当を計上させていただくわけですが、今回、池上副町長につきましては、大阪府のほうから町のほうに来ていただいてるということで、退職手当を引き継ぐという条例がございますので、本町の予算で退職手当を計上するというものではございません。

○委員長(寺脇直子君)

ほかに質疑ございますか。 ちょっとよろしいですか。

21ページの防災対策事業はちょっと減額になってるんですけども、詳しく説明お

願いします。

浜本総務課長。

○総務課長(浜本正義君)

総務課、浜本でございます。

防災対策事業減額になってますのは、業務委託料92万円とかなってますけど、これは防災対策事業で組んでおります業務委託料の中の全体を見まして、入札差金だとかそういうので、結果で92万円を減額したということでございます。

○委員長(寺脇直子君)

ほかに質疑ございますか。 中川委員。

○委員(中川敦司君)

中川です。

26ページ、これは目の道路改良費かな。 これ多分今の質問とよく似てますけども、 業務委託料が結構減額になってますけども、 これも入札差金とかそういった内容で金額 がこんだけ要らなくなったということなん でしょうか。

- ○委員長(寺脇直子君) 坂田建設課長。
- ○建設課長(坂田朗夫君)

建設課の坂田です。

委員おっしゃるとおり、落札に伴う事業 費の確定に伴うものでございます。

○委員長(寺脇直子君)

ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長 (寺脇直子君)

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長 (寺脇直子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに 賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(寺脇直子君)

挙手全員であります。よって、第14号 議案は原案のとおり可決されました。

第17号議案、令和2年度豊能町下水道 事業特別会計補正予算(第1回)の件を議 題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山谷都市計画課長。

○都市計画課長(山谷賢一君)

都市計画課の山谷です。

それでは、第17号議案、令和2年度豊 能町下水道事業特別会計補正予算(第1回) につきまして御説明させていただきます。

お手元の補正予算書1ページをお開きく ださい。

第1条といたしまして既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,622万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,348万7,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、 3ページの「第2表 地方債補正(変更)」 を御覧ください。事業費が確定したことに より限度額を増額するものでございます。

それでは、今回の補正につきまして歳出 より御説明させていただきます。

7ページをお開きください。

まず款 1・下水道費、項 1・下水道管理費、目 1・下水道総務費の公課費でございますが、1, 7 4 5 5 7 3, 0 0 0 円の減でございます。これは消費税額の確定により減額するものでございます。

次に項2・下水道整備費、目1・下水道

整備費でございますが、これは国の補正予 算に伴い、流域下水道事業の事業量増加に 伴う負担金の増によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして御説明させていただきます。

6ページにお戻りください。

款5・繰入金につきましては、事業費の 確定に伴う減額でございます。

款8・町債につきましては、流域下水道 事業負担金の増により増額するものでござ います。

説明は以上でございます。御審議いただ き御決定賜りますようよろしくお願いいた します。

○委員長(寺脇直子君) これより本件に対する質疑を行います。 管野委員。

○委員(管野英美子君)

7ページの2番目の公共下水道道路建設 事業です。事業量の増加というのは具体的 にどういうことですか。

- ○委員長(寺脇直子君) 山谷都市計画課長。
- ○都市計画課長(山谷賢一君)

都市計画課の山谷でございます。

これは流域下水道事業の負担金でございまして、原田処理場のほうで事業、国の補正予算に伴いまして事業量の増加、主に前倒し来年度予定した分を若干前倒ししたとか、内容的にはそういうものでございます。以上です。

○委員長(寺脇直子君)

ほかに質疑ございますか。 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長 (寺脇直子君)

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(寺脇直子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに 賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(寺脇直子君)

挙手全員であります。よって、第17号 議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付された案件は全て終 了いたしました。

続きまして、その他について何かござい ませんか。

管野委員。

○委員(管野英美子君)

ときわ台駅前の駐輪場の件なんですけれ ど、随分単車が止まっていたりするんです けどもね、それの調査をなさっているのか ということと、あとロータリーを整備され たとき、整備された後なんですけれど、車 は順調に中のロータリーを使っているのか、 バスがめったに来ないので外回りを使って いるのか、そういう調査をなさったことあ りますか。

○委員長 (寺脇直子君)

坂田建設課長。

○建設課長(坂田朗夫君)

建設課の坂田です。

2点御質問あったと思います、1つ自転車駐車場の調査、台数調査はというお話ですけども、毎月シルバー人材センターさんのほうで台数調査、原付と自転車の台数調査はやっておりますので、町のほうは把握しております。おっしゃるとおり、結構ときわ台の駐輪場の、駐車場の中がちょっと満席になってるというのは認識はしております。

それからロータリーのほうの車の駐車状 況はというお話ですけども、ちょっと昼間 については何度かパトロール等で見に行ったりはしますので、そんなときに車がどういう形で止まっているかというのは、課の中では見回ったりはしておりますけど、ちょっと夜間というか夜になってからですね、6時、7時以降までは調査はできておりません。

○委員長(寺脇直子君) 管野委員。

○委員(管野英美子君)

ぜひ調査していただきたいなと思います。 大変ですけどね、朝、夕は。

それと駐輪場の件ですけれども、無料になっていますけれど、あそこは能勢電に地代を払っているからやっぱり有料化を検討されたらどうかなと思うんですけど、これはまた提案なので考えてください。

○委員長(寺脇直子君) 坂田建設課長。

○建設課長(坂田朗夫君)

建設課の坂田です。

今年度に入りまして、令和2年度なんですけども、町長のほうからときわ台も宮郎 上光風台、妙見口も含めまして自転車駐車場の有料化について検討するようにと降、秋口11月ぐらいまでかけてコンサルも入れながらですね、そのコンサルというの自転車駐車場を不要度、第二と第一駐車場の調整池の上を一旦廃止すると、サル発注しております。その中で、有料化について検討するようにというます。で検討させていただいております。

結論から申しますと、結局有料化よりも 無料化のほうが町にとってはマイナスが少 ないといった結論が出まして、有料化にす るとその資機材というかを一旦入れ、イニシャルコスト、それからランニングコストがかかって、人件費も含めてかかってくると。無料化についてはそういったものがないということなので、今の1つの駐車場といる。で確か数十万円くらいで済むんですけども、サフロンでででありませんけども、ちょっと今手元に資料ありませんけども、それを有料化にした場合は、年間で100万でらいずっとマイナスが、ちょっとそれよりもプラスかかってしまうといったことの結論が出ましたので、秋口くらいに町長、副町長にはその旨を説明させていただいております。

○委員長(寺脇直子君)

よろしいですか。

以上で本委員会を閉会したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(寺脇直子君)

異議なしと認めます。よって、本委員会 は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

塩川町長。

○町長(塩川恒敏君)

ありがとうございます。

適切に御審査いただきましてありがとう ございます。御意見頂戴いたしました件に ついては、執行のところで十分注意をしな がらはかっていきたいと思います。

最後ですけれども、今週ですけれども3 月11日、御承知のとおり東日本大震災1 0年の追悼式が行われます。私たちも同じ 時間帯によって黙禱をささげたりというこ とをさせていただきます。3月11日の2 時46分、この段階で1分間の黙禱をささ げ、そして庁舎のところの半旗を掲げさせ ていただきたいと思いますので皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

災害につきましては、私もちょうど3月 11日東京に出張しておりまして、東京ではもう本当にビルの高層ですから、もう立っておられないぐらいの大きな揺れがありました。

もう突然大きな公園のところにビルから 皆さん出てこられて、そこで待機をしてる。 何だ、何だというところですけれども、そ のときにはやはりスマホの情報自身もアク セスが過多になって、もう本当に情報が通 じないという状態になりましたし、それか ら皆さん帰宅をされるのに歩いて帰られる と。都内のところから八王子、埼玉そうい うところまで皆さん歩いて翌朝までなった。 そして、帰りの途中ではコンビニのところ の水、おにぎりとかお菓子全てがもう本当 になくなった状態になりました。

災害のときっていうのは、本当に大変なことになるというところを想定しながら進めていかないといけませんけれども、私りますけども、ここはすぐに帰宅困難者、ロビーが非常に広うございますし、ハファがいあると、そこを開放されたりまではいあると、そこを開放からと、そこを開放かられたりもされたりを受け入れたりもされてりないのでシーツまで含めていうような危機管理とに、水の提供もされてたというような危機管理とに支えるというように感じております。

我々のところはさらに今後もそういう災害のときにどうするかというところが一番課題になりますけども、しっかり今回の地震の10周年ということで改めて考えていきたいというように存じます。

最後に当たりますけれども、本当に御審

査賜りましてありがとうございます。

○委員長(寺脇直子君)

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時10分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会 委員長